



福岡医発第 2431 号 (地)
令和 2 年 12 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

今般、令和 2 年 11 月 24 日付け厚生労働省告示第 362 号及び第 363 号をもって薬価基準等が改正され、同年 11 月 25 日から適用されること等が示され、併せて関連する通知が改正された旨、別添のとおり日本医師会より通知がありました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 2 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

記

1. 薬価基準の一部改正について

既収載品と同一成分の新規格医薬品等及び製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品 22 品目（内用薬 5 品目、注射薬 17 品目）が薬価基準の別表に第 11 部追補（7）として収載され、今回の薬価基準の一部改正に伴う留意事項が、令和 2 年 11 月 24 日付け保医発 1124 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、以下のとおり示された。

アダリムマブ BS 皮下注 20mg シリンジ 0.4mL 「FKB」、同 BS 皮下注 40mg シリンジ 0.8mL 「FKB」及び同 BS 皮下注 40mg ペン 0.8mL 「FKB」

- (1) 本製剤はアダリムマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- (2) 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

2. 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 109 品目、注射薬 56 品目、外用薬 18 品目及び歯科用薬剤 1 品目）について、掲示事項等告示の別表第 2 に収載することにより、令和 3 年 4 月 1 日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品（以下「使用医薬品」という。）から除外されることとなった。
- (2) 医療事故防止等の観点から販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 1 品目）について、掲示事項等告示の別表第 2 に収載することにより、令和 3 年 4 月 1 日以降、使用医薬品から除外されることとなった。

3. 関係通知の一部改正

- (1) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」（平成 30 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 4 号）の記の 4 の（1）中「モビコール配合内用剤」を「モビコール配合内用剤 LD」に改める。
- (2) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」（平成 31 年 2 月 25 日付け保医発 0225 第 9 号）の記の 2 の（3）中「ビラフトビカプセル 50mg」を「ビラフトビカプセル 50mg 及び同カプセル 75mg」に改める。
- (3) 「抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（平成 29 年 2 月 14 日付け保医発 0214 第 4 号）の記の 1 中「オブジーボ点滴静注 20mg、同 100mg 及び同 240mg」を「オブジーボ点滴静注 20mg、同 100mg、同 120mg 及び同 240mg」に改める。
- (4) 「抗 IL-4 受容体 α サブユニット抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（平成 30 年 4 月 17 日付け保医発 0417 第 5 号）の記の（1）中「デュピクセント皮下注 300 mg シリンジ」を「デュピクセント皮下注 300 mg シリンジ及び同皮下注 300 mg ペン」に改

める。

- (5) 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
掲示事項等の一部改正等について」(平成31年4月26日付け保医発0426
第3号)の記の3の(1)中「デュピクセント皮下注300mgシリンジ」を
「デュピクセント皮下注300mgシリンジ及び同皮下注300mgペン」に改め
る。

- (6) 診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品等については「「診療
報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」(令和2
年3月5日付け保医発0305第7号。以下「加算等後発医薬品通知」とい
う。)により示されているが、今回の薬価基準改正により後発医薬品が収
載されたことに伴い、加算等後発医薬品通知が以下のとおり改正された。

- ①添付資料2の「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正等について」
(令和2年11月24日付け保医発1124第1号。以下「改正通知」とい
う。)の[別添1]に掲載されている後発医薬品(アダリムマブB S皮
下注20mgシリンジ0.4mL「FKB」等)を、加算等後発医薬品通知の別
紙1に加え、令和2年11月25日から適用すること。(診療報酬におけ
る加算等の算定対象となる後発医薬品を追加したことによる改正)
- ②添付資料2の改正通知の[別添2]に掲げる医薬品を、加算等後発医薬
品通知の別紙3に加え、令和2年12月1日から適用すること。(今回
の薬価基準改正により後発医薬品が収載された先発医薬品(ヒュミラ皮
下注40mgシリンジ0.4mL等)を診療報酬における加算等の算定対象と
なる「後発医薬品のある先発医薬品」とすることによる改正)
- ③添付資料2の改正通知の記の表に掲げる医薬品を、加算等後発医薬品通
知の別紙3から削り、令和2年11月25日から適用すること。(後発医
薬品(エラストーゼ1800単位錠)が掲示事項等告示の別表第2に収載
されたことにより、診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医
薬品のある先発医薬品」でなくなったことによる改正)

以上

(添付資料)

1. 官報(令和2年. 11. 24 号外第243号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について
(令和2. 11. 24 保医発1124第1号 厚生労働省保険局医療課長)

日医発第 939 号（保 275）
令和 2 年 12 月 3 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中 川 俊 男
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 2 年 11 月 24 日付け厚生労働省告示第 362 号及び第 363 をもって薬価基準等が改正され、同年 11 月 25 日より適用されること等が示され、関連する通知の改正つきましても下記のとおり示されています。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 2 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」を予定しております。

記

1 薬価基準の一部改正について

既収載品と同一成分の新規格医薬品等及び製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品 22 品目（内用薬 5 品目、注射薬 17 品目）が薬価基準の別表に第 11 部 追補(7)として収載され、今回の薬価基準の一部改正に伴う留意事項が、令和 2 年 11 月 24 日付け保医発 1124 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、以下のとおり示された。

アダリムマブBS 皮下注20mg シリンジ0.4mL「FKB」、同BS 皮下注40mg シリンジ0.8mL「FKB」及び同BS 皮下注40mg ペン0.8mL「FKB」

(1) 本製剤はアダリムマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法(平成20 年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

(2) 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 109 品目、注射薬 56 品目、外用薬 18 品目及び歯科用薬剤 1 品目）について、掲示事項等告示の別表第 2 に収載することにより、令和 3 年 4 月 1 日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品（以下「使用医薬品」という。）から除外されることとなった。
- (2) 医療事故防止等の観点から販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 1 品目）について、掲示事項等告示の別表第 2 に収載することにより、令和 3 年 4 月 1 日以降、使用医薬品から除外されることとなった。

3 関係通知の一部改正について

- (1) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(平成30年11月19日付け保医発1119 第4号)の記の4の(1)中「モビコール配合内用剤」を「モビコール配合内用剤LD」に改める。
- (2) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(平成31年2月25日付け保医発0225第9号)の記の2の(3)中「ビラフトビカプセル50mg」を「ビラフトビカプセル50mg及び同カプセル75mg」に改める。
- (3) 「抗PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」(平成29年2月14日付け保医発0214 第4号)の記の1中「オブジーボ点滴静注20mg、同100mg 及び同240mg」を「オブジーボ点滴静注20mg、同100mg、同120mg 及び同240mg」に改める。
- (4) 「抗IL-4受容体αサブユニット抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」(平成30年4月17日付け保医発0417 第5号)の記の(1)中「デュピクセント皮下注300 mgシリンジ」を「デュピクセント皮下注300 mgシリンジ及び同皮下注300 mgペン」に改める。
- (5) 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について」(平成31年4月26日付け保医発0426 第3号)の記の3の(1)中「デュピクセント皮下注300mgシリンジ」を「デュピクセント皮下注300 mgシリンジ及び同皮下注300 mgペン」に改める。
- (6) 診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品等については「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」(令和2年3月5日付け保医発0305 第7号。以下「加算等後発医薬品通知」という。)により示されているが、今回の薬価基準改正により後発医薬品が収載されたことに伴い、加算等後発医薬品通知が以下のとおり改正された。

- ① 添付資料 2 の「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（令和 2 年 11 月 24 日付け保医発 1124 第 1 号。以下「改正通知」という。）の〔別添 1〕に掲載されている後発医薬品（アダリムマブ B S 皮下注 20 mg シリンジ 0.4 mL「FKB」等）を、加算等後発医薬品通知の別紙 1 に加え、令和 2 年 11 月 25 日から適用すること。（診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品を追加したことによる改正）
- ② 添付資料 2 の改正通知の〔別添 2〕に掲げる医薬品を、加算等後発医薬品通知の別紙 3 に加え、令和 2 年 12 月 1 日から適用すること。（今回の薬価基準改正により後発医薬品が収載された先発医薬品（ヒュミラ皮下注 40 mg シリンジ 0.4 mL 等）を診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」とすることによる改正）

- ③ 添付資料 2 の改正通知の記の表に掲げる医薬品を、加算等後発医薬品通知の別紙 3 から削り、令和 2 年 11 月 25 日から適用すること。（後発医薬品（エラスターゼ 1 8 0 0 単位錠）が掲示事項等告示の別表第 2 に収載されたことにより、診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」でなくなったことによる改正）

（添付資料）

1. 官報（令和 2 年. 11.24 号外第 243 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和 2 年. 11.24 保医発 1124 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）

○厚生労働省告示第336六十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和二年十一月二十
五日から適用する。

令和二年十一月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 第1部～第10部（略） 第11部 追 補 (7) 内 用 薬 品 名 規 格 単 位 薬 価 円 (つ) ツートラム錠50mg 50mg 1錠 61.20 ツートラム錠100mg 100mg 1錠 107.70 ツートラム錠150mg 150mg 1錠 149.90 (ひ) ピラフトピカプセル75mg 75mg 1 カプセル 4,769.80 (も) モビコール配合内用剤LD 6.8523 g 1 包 83.60 注 射 薬 品 名 規 格 単 位 薬 価 円 (あ) アダリムマブB S皮下注20mgシリンジ0.4mL「F KB」 20mg0.4mL 1 筒 20,540 アダリムマブB S皮下注40mgシリンジ0.8mL「F KB」 40mg0.8mL 1 筒 39,849 アダリムマブB S皮下注40mgペン0.8mL「F KB」 40mg0.8mL 1 キット 39,849 (え) エネフリード輸液 550mL 1 キット 1,059 エネフリード輸液 1100mL 1 キット 1,473 (お) オブジーボ点滴静注120mg 120mg12mL 1 瓶 209,570 (き) キンダリー透析剤AF 5号 6 L 1 瓶 (炭酸水素ナト リウム液付) 2,196 キンダリー透析剤AF 5号 9 L 1 瓶 (炭酸水素ナト リウム液付) 2,960	別表 第1部～第10部（略） (新設)

<u>キンダリー透析剤 A F 5 P 号</u>	<u>10L 1 瓶 (炭酸水素ナト</u>	<u>1,488</u>
	<u>リウム付)</u>	
<u>キンダリー透析剤 5 E</u>	<u>2 袋 1 組</u>	<u>1,720</u>
<u>(て)</u>		
<u>デュビクセント皮下注300mgペン</u>	<u>300mg 2 mL 1 キット</u>	<u>66,562</u>
<u>(と)</u>		
<u>トレアキシン点滴静注液100mg／ 4 mL</u>	<u>100mg 4 mL 1 瓶</u>	<u>96,070</u>
<u>(に)</u>		
<u>ニューモバックス N P シリンジ</u>	<u>0.5mL 1 筒</u>	<u>4,735</u>
<u>(は)</u>		
<u>パーサピブ静注透析用シリンジ2.5mg</u>	<u>2.5mg 2 mL 1 筒</u>	<u>895</u>
<u>パーサピブ静注透析用シリンジ 5 mg</u>	<u>5 mg 2 mL 1 筒</u>	<u>1,287</u>
<u>パーサピブ静注透析用シリンジ10mg</u>	<u>10mg 2 mL 1 筒</u>	<u>1,864</u>
<u>(ひ)</u>		
<u>ピリヴィジェン10%静注2.5 g／25mL</u>	<u>2.5 g 25mL 1 瓶</u>	<u>20,303</u>

○厚生労働省告示第三百六十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び養担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和二年十一月二十五日から適用する。

令和二年十一月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第 2 第 1 部～第 7 部 （略） 第 8 部 追 補 (5) 内 用 薬 品 名 規 格 単 位 (あ) アストフィリン配合錠 1錠 アズレミン配合細粒 1g アズレン・グルタミン配合細粒「EMEC」 1g ㊦ アゼルニジピン錠 8mg「FFP」 8mg 1錠 ㊦ アゼルニジピン錠 16mg「FFP」 16mg 1錠 アダラートカプセル 5mg 5mg 1カプセル アダラートカプセル 10mg 10mg 1カプセル アナストロゾール錠 1mg「SN」 1mg 1錠 アボビスカプセル 25 25mg 1カプセル アボビスカプセル 50 50mg 1カプセル アモキシシリン 250mgカプセル 250mg 1カプセル	別表第 2 第 1 部～第 7 部 （略） (新設)

<u>(い)</u>	
<u>イソロイシン・ロイシン・パリン4.73 g 顆粒^か</u>	<u>4.73 g 1 包</u>
<u>インタール細粒10%</u>	<u>10% 1 g</u>
<u>(え)</u>	
<u>A T P 腸溶錠20mg 「N P」</u>	<u>20mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ エチゾラム錠 1 mg 「K N」</u>	<u>1 mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ エバスチン錠 5 mg 「T C K」</u>	<u>5 mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ エバスチン錠10mg 「T C K」</u>	<u>10mg 1 錠</u>
<u>F A D 錠 「15」 タツミ</u>	<u>15mg 1 錠</u>
<u>エラスターゼ1,800単位錠</u>	<u>1,800単位 1 錠</u>
<u>Ⓔ※1ーメントール (山善)</u>	<u>1 g</u>
<u>(お)</u>	
<u>オキサトミド錠30mg 「イワキ」</u>	<u>30mg 1 錠</u>
<u>オキサトミドドライシロップ小児用 2 % 「イワキ」</u>	<u>2 % 1 g</u>
<u>オキサトーフ錠30mg</u>	<u>30mg 1 錠</u>
<u>オキサトーフD S 小児用 2 %</u>	<u>2 % 1 g</u>
<u>オーラップ細粒 1 %</u>	<u>1 % 1 g</u>
<u>オーラップ錠 1 mg</u>	<u>1 mg 1 錠</u>
<u>オーラップ錠 3 mg</u>	<u>3 mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ オロバタジン塩酸塩錠2.5mg 「T O A」</u>	<u>2.5mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ オロバタジン塩酸塩錠 5 mg 「T O A」</u>	<u>5 mg 1 錠</u>
<u>(か)</u>	
<u>Ⓔ※加香ヒマシ油 (山善)</u>	<u>10mL</u>
<u>カチーフN錠10mg</u>	<u>10mg 1 錠</u>
<u>カリジノゲナーゼ錠25単位 「N P」</u>	<u>25単位 1 錠</u>
<u>カリジノゲナーゼ錠50単位 「N P」</u>	<u>50単位 1 錠</u>
<u>カルデミンカプセル0.5μg</u>	<u>0.5μg 1 カプセル</u>
<u>カルデミン錠0.25μg</u>	<u>0.25μg 1 錠</u>
<u>Ⓔ※乾燥酵母 (山善)</u>	<u>10 g</u>
<u>(く)</u>	
<u>Ⓔ グリメピリド錠0.5mg 「F F P」</u>	<u>0.5mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ グリメピリド錠 1 mg 「F F P」</u>	<u>1 mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ グリメピリド錠 3 mg 「F F P」</u>	<u>3 mg 1 錠</u>
<u>(け)</u>	
<u>Ⓔ※ゲンチアナ末 (山善)</u>	<u>10 g</u>
<u>(こ)</u>	
<u>Ⓔ※合成ケイ酸アルミニウム (山善)</u>	<u>10 g</u>
<u>Ⓔ コートリズム錠50mg</u>	<u>50mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ コートリズム錠100mg</u>	<u>100mg 1 錠</u>
<u>コペガス錠200mg</u>	<u>200mg 1 錠</u>
<u>(さ)</u>	
<u>サムスカ錠7.5mg</u>	<u>7.5mg 1 錠</u>
<u>サムスカ錠15mg</u>	<u>15mg 1 錠</u>
<u>サムスカ錠30mg</u>	<u>30mg 1 錠</u>

<u>(し)</u>	
<u>ジカディアカプセル150mg</u>	<u>150mg 1 カプセル</u>
<u>Ⓔ※次硝酸ピスマス (山善)</u>	<u>1 g</u>
<u>ジソペイン錠75</u>	<u>75mg 1 錠</u>
<u>(す)</u>	
<u>スマトリプタン錠50mg 「F F P」</u>	<u>50mg 1 錠</u>
<u>スローケー錠600mg</u>	<u>600mg 1 錠</u>
<u>スンベプラカプセル100mg</u>	<u>100mg 1 カプセル</u>
<u>(せ)</u>	
<u>Ⓔ セチリジン塩酸塩錠 5 mg 「T O A」</u>	<u>5 mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ セチリジン塩酸塩錠10mg 「T O A」</u>	<u>10mg 1 錠</u>
<u>(た)</u>	
<u>ダクルインザ錠60mg</u>	<u>60mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ 炭カル錠500 「K N」</u>	<u>500mg 1 錠</u>
<u>(て)</u>	
<u>デノバミール錠 5</u>	<u>5 mg 1 錠</u>
<u>デノバミール錠10</u>	<u>10mg 1 錠</u>
<u>テルバンスD S 20%</u>	<u>20% 1 g</u>
<u>(と)</u>	
<u>トコフェロールニコチン酸エステルカプセル200mg 「Y D」</u>	<u>200mg 1 カプセル</u>
<u>ドネペジル塩酸塩OD錠 3 mg 「D S P」</u>	<u>3 mg 1 錠</u>
<u>ドネペジル塩酸塩OD錠 5 mg 「K O」</u>	<u>5 mg 1 錠</u>
<u>ドネペジル塩酸塩OD錠 5 mg 「D S P」</u>	<u>5 mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ ドネペジル塩酸塩錠 3 mg 「D S P」</u>	<u>3 mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ ドネペジル塩酸塩錠 5 mg 「D S P」</u>	<u>5 mg 1 錠</u>
<u>トラネキサム酸細粒50% 「T C K」</u>	<u>50% 1 g</u>
<u>トーズレン配合顆粒^か</u>	<u>1 g</u>
<u>(に)</u>	
<u>ニソルジピン錠 5 mg 「トーワ」</u>	<u>5 mg 1 錠</u>
<u>ニソルジピン錠10mg 「トーワ」</u>	<u>10mg 1 錠</u>
<u>ニソルジピン 5 mg錠</u>	<u>5 mg 1 錠</u>
<u>ニソルジピン10mg錠</u>	<u>10mg 1 錠</u>
<u>(は)</u>	
<u>Ⓔ※ハッカ油 (山善)</u>	<u>1 mL</u>
<u>Ⓔ バルサルタン錠40mg 「Z E」</u>	<u>40mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ バルサルタン錠80mg 「Z E」</u>	<u>80mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ バルサルタン錠160mg 「Z E」</u>	<u>160mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ バルプロ酸Na錠200mg 「T C K」</u>	<u>200mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ パロキセチン錠 5 mg 「F F P」</u>	<u>5 mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ パロキセチン錠10mg 「F F P」</u>	<u>10mg 1 錠</u>
<u>Ⓔ パロキセチン錠20mg 「F F P」</u>	<u>20mg 1 錠</u>

<u>(ひ)</u>	
<u>ピカルタミド錠80mg「F」</u>	<u>80mg 1錠</u>
<u>ピソルボン細粒2%</u>	<u>2% 1g</u>
<u>(ふ)</u>	
<u>5-FU錠50協和</u>	<u>50mg 1錠</u>
<u>5-FU錠100協和</u>	<u>100mg 1錠</u>
<u>㊦ フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「TOA」</u>	<u>30mg 1錠</u>
<u>㊦ フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「TOA」</u>	<u>60mg 1錠</u>
<u>フェキソフェナジン塩酸塩DS6%「タカタ」</u>	<u>6% 1g</u>
<u>フェノテロール臭化水素酸塩DS小児用0.5%「オーハラ」</u>	<u>0.5% 1g</u>
<u>プラミベキソール塩酸塩錠0.125mg「TCK」</u>	<u>0.125mg 1錠</u>
<u>プラミベキソール塩酸塩錠0.5mg「TCK」</u>	<u>0.5mg 1錠</u>
<u>㊦ フルボキサミンマレイン酸塩錠25mg「FFP」</u>	<u>25mg 1錠</u>
<u>㊦ フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「FFP」</u>	<u>50mg 1錠</u>
<u>㊦ フルボキサミンマレイン酸塩錠75mg「FFP」</u>	<u>75mg 1錠</u>
<u>㊦ プレトモール錠50</u>	<u>50mg 1錠</u>
<u>㊦ プレトモール錠100</u>	<u>100mg 1錠</u>
<u>プロトボルト錠20mg</u>	<u>20mg 1錠</u>
<u>(へ)</u>	
<u>ベルサンチン-Lカプセル150mg</u>	<u>150mg 1カプセル</u>
<u>(む)</u>	
<u>ムコサール-Lカプセル45mg</u>	<u>45mg 1カプセル</u>
<u>ムコソルバンDS3%</u>	<u>3% 1g</u>
<u>(め)</u>	
<u>メイエストン錠25</u>	<u>25mg 1錠</u>
<u>メナテトレノンカプセル15mg「TCK」</u>	<u>15mg 1カプセル</u>
<u>メロキシカム錠5mg「ユートク」</u>	<u>5mg 1錠</u>
<u>メロキシカム錠10mg「ユートク」</u>	<u>10mg 1錠</u>
<u>(も)</u>	
<u>モビコール配合内用剤</u>	<u>6.8523g 1包</u>
<u>(ら)</u>	
<u>ラベプラゾールナトリウム錠10mg「FFP」</u>	<u>10mg 1錠</u>
<u>ラベプラゾールナトリウム錠20mg「FFP」</u>	<u>20mg 1錠</u>
<u>(り)</u>	
<u>㊦ リセドロン酸Na錠2.5mg「SN」</u>	<u>2.5mg 1錠</u>
<u>㊦ リセドロン酸Na錠17.5mg「SN」</u>	<u>17.5mg 1錠</u>
<u>(る)</u>	
<u>ルフレン配合顆粒^か</u>	<u>1g</u>
<u>(れ)</u>	
<u>レバミピド顆粒^か20%「TCK」</u>	<u>20% 1g</u>

品名	規格単位
(あ)	
アクチット輸液	200mL 1 瓶
アクチット輸液	500mL 1 瓶
アデフラビン注10mg	10mg 1 管
アドベイト静注用250	250国際単位 1 瓶(溶解液付)
アドベイト静注用500	500国際単位 1 瓶(溶解液付)
アドベイト静注用1000	1,000国際単位 1 瓶(溶解液付)
アドベイト静注用1500	1,500国際単位 1 瓶(溶解液付)
アドベイト静注用2000	2,000国際単位 1 瓶(溶解液付)
アドベイト静注用3000	3,000国際単位 1 瓶(溶解液付)
(い)	
イオパミ ドール (150) 200mL注射液	30.62%200mL 1 瓶
イオヘキソール (140) 50mL注射液	30.20%50mL 1 瓶
イオヘキソール (140) 220mL注射液	30.20%220mL 1 瓶
イオヘキソール (180) 10mL注射液	38.82%10mL 1 瓶
イオヘキソール (240) 10mL注射液	51.77%10mL 1 瓶
イオヘキソール (240) 20mL注射液	51.77%20mL 1 瓶
イオヘキソール (240) 50mL注射液	51.77%50mL 1 瓶
イオヘキソール (240) 100mL注射液	51.77%100mL 1 瓶
イオヘキソール (300) 150mL注射液	64.71%150mL 1 瓶
イオヘキソール (350) 45mLキット	75.49%45mL 1 筒
(う)	
ヴィーンF 輸液	500mL 1 瓶
ヴィーンD 輸液	200mL 1 瓶
ヴィーンD 輸液	500mL 1 瓶
ヴィーン3 G 輸液	200mL 1 瓶
ヴィーン3 G 輸液	500mL 1 瓶
(え)	
エスポー注射液750シリンジ	750国際単位0.5mL 1 筒
エスポー注射液1500シリンジ	1,500国際単位 2 mL 1 筒
エスポー注射液3000シリンジ	3,000国際単位 2 mL 1 筒
エスポー皮下用6000シリンジ	6,000国際単位0.5mL 1 筒
エスポー皮下用9000シリンジ	9,000国際単位0.5mL 1 筒
エスポー皮下用12000シリンジ	12,000国際単位0.5mL 1 筒

<u>(お)</u>	
<u>オキサリプラチン点滴静注液50mg「FFP」</u>	<u>50mg10mL1瓶</u>
<u>オキサリプラチン点滴静注液200mg「FFP」</u>	<u>200mg40mL1瓶</u>
Ⓔ <u>オザグレルNa点滴静注80mgバッグ「SN」</u>	<u>80mg200mL1袋</u>
<u>(く)</u>	
<u>グラニセトロン静注液1mg「FFP」</u>	<u>1mg1mL1管</u>
<u>グラニセトロン静注液3mg「FFP」</u>	<u>3mg3mL1管</u>
<u>グラニセトロン点滴静注バッグ3mg/50mL「FFP」</u>	<u>3mg50mL1袋</u>
<u>グロウジェクト注射用8mg</u>	<u>8mg1瓶(溶解液付)</u>
<u>(け)</u>	
<u>献血アルブミン20「KMB」</u>	<u>20%20mL1瓶</u>
<u>(せ)</u>	
<u>セフピロム硫酸塩静注用0.5g「CMX」</u>	<u>0.5g1瓶</u>
<u>セフピロム硫酸塩静注用1g「CMX」</u>	<u>1g1瓶</u>
<u>(そ)</u>	
<u>ゾレドロン酸点滴静注4mg/5mL「SN」</u>	<u>4mg5mL1瓶</u>
<u>(ち)</u>	
<u>沈降破傷風トキソイド「北里第一三共」シリンジ</u>	<u>0.5mL1筒</u>
<u>(ね)</u>	
<u>ネオペリドール注50</u>	<u>50mg1mL1管</u>
<u>ネオペリドール注100</u>	<u>100mg1mL1管</u>
<u>(は)</u>	
<u>ハイカリックRF輸液</u>	<u>1L1袋</u>
<u>ハフトロン静注0.5g</u>	<u>5%10mL1管</u>
Ⓔ <u>ハロスボア静注用0.25g</u>	<u>250mg1瓶</u>
Ⓔ <u>ハロスボア静注用0.5g</u>	<u>500mg1瓶</u>
Ⓔ <u>ハロスボア静注用1g</u>	<u>1g1瓶</u>
<u>(ひ)</u>	
Ⓔ <u>ヒアロス関節注25mg</u>	<u>1%2.5mL1筒</u>
<u>(ふ)</u>	
<u>フィルグラスチム(遺伝子組換え)75μg0.25mLキット</u>	<u>75μg0.25mL1筒</u>
<u>フィルグラスチム(遺伝子組換え)150μg0.5mLキット</u>	<u>150μg0.5mL1筒</u>
<u>フィルグラスチム(遺伝子組換え)300μg0.5mLキット</u>	<u>300μg0.5mL1筒</u>
<u>フォトフリン静注用75mg</u>	<u>75mg1瓶</u>
<u>(へ)</u>	
<u>ペグイントロン皮下注用100μg/0.5mL用</u>	<u>100μg1瓶(溶解液付)</u>
<u>(み)</u>	
<u>ミルリーラK注射液22.5mg</u>	<u>22.5mg150mL1袋</u>

外 用 薬		規 格 単 位	
品 名			
(あ)			
アズラビン点眼液0.02%		0.02%	5 mL 1 瓶
アルキサ軟膏2%		2%	1 g
(い)			
インタール点眼液UD 2%		7 mg0.35mL	1 個
インタール点眼液2%		100mg	5 mL 1 瓶
インタール点鼻液2%		190mg9.5mL	1 瓶
(え)			
㊞ 液状フェノール「東豊」			10mL
「エビス」カンフル精			10mL
(き)			
キリガミール点鼻液50μg56噴霧用		4.08mg	8 mL 1 瓶
(け)			
ケトチフェン点眼液0.05%「T O A」		3.45mg	5 mL 1 瓶
(し)			
硝酸イソソルビドテープ40mg「モチダ」		40mg	1 枚
(せ)			
セラスターテープ70		10cm×14cm	1 枚
(な)			
ナシビン点鼻・点眼液0.05%		0.05%	1 mL
(ふ)			
㊞ 複方ヨード・グリセリン「東豊」			10mL
(ほ)			
ポステリザンF坐薬			1 個
(り)			
リノコートカプセル鼻用50μg		50μg	1 カプセル
㊞※流動パラフィン(山善)			10mL
(れ)			
㊞ レボフロキサシン点眼液0.5%「キッセイ」		0.5%	1 mL
(わ)			
ワブロン口腔用貼付剤25μg		25μg	1 枚
歯 科 用 薬 剤		規 格 単 位	
品 名			
外 用 薬 (1)			
テトラサイクリン塩酸塩バスタ3%「昭和」		30mg	1 g

保医発 1124 第 1 号
令和 2 年 11 月 24 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号。以下「薬価基準」という。）等が令和 2 年厚生労働省告示第 362 号（以下「一部改正告示」という。）及び令和 2 年厚生労働省告示第 363 号をもって改正され、令和 2 年 11 月 25 日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、薬価基準の改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬 5 品目及び注射薬 17 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2） （1）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 9 2 8	3, 5 4 0	2, 0 9 6	2 8	1 4, 5 9 2

2 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号。以下「揭示事項等告示」という。）の一部改正について

- （１） 医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 109 品目、注射薬 56 品目、外用薬 18 品目及び歯科用薬剤 1 品目）について、揭示事項等告示の別表第 2 に収載することにより、令和 3 年 4 月 1 日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品（以下「使用医薬品」という。）から除外するものであること。
- （２） 医療事故防止等の観点から販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 1 品目）について、揭示事項等告示の別表第 2 に収載することにより、令和 3 年 4 月 1 日以降、使用医薬品から除外するものであること。
- （３） （１）及び（２）により揭示事項等告示の別表第 2 に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	2 6 0	9 8	6 4	1	4 2 3

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

アダリムマブ BS 皮下注 20mg シリンジ 0.4mL「FKB」、同 BS 皮下注 40mg シリンジ 0.8mL「FKB」及び同 BS 皮下注 40mg ペン 0.8mL「FKB」

- （１） 本製剤はアダリムマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- （２） 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

4 関係通知の一部改正について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 30 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 4 号）の記の 4 の(1)中「モビコール配合内用剤」を「モビコール配合内用剤 LD」に改める。
- (2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 31 年 2 月 25 日付け保医発 0225 第 9 号）の記の 2 の(3)中「ビラフトビカプセル 50mg」を「ビラフトビカプセル 50mg 及び同カプセル 75mg」に改める。
- (3) 「抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（平成 29 年 2 月 14 日付け保医発 0214 第 4 号）の記の 1 中「オプジーボ点滴静注 20mg、同 100mg 及び同 240mg」を「オプジーボ点滴静注 20mg、同 100mg、同 120mg 及び同 240mg」に改める。
- (4) 「抗 IL-4 受容体 α サブユニット抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（平成 30 年 4 月 17 日付け保医発 0417 第 5 号）の記の(1)中「デュピクセント皮下注 300 mg シリンジ」を「デュピクセント皮下注 300 mg シリンジ及び同皮下注 300 mg ペン」に改める。
- (5) 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について」（平成 31 年 4 月 26 日付け保医発 0426 第 3 号）の記の 3 の(1)中「デュピクセント皮下注 300 mg シリンジ」を「デュピクセント皮下注 300 mg シリンジ及び同皮下注 300 mg ペン」に改める。
- (6) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 7 号）を以下のとおり改正する。
 - ① 別紙 1 に別添 1 に掲げる医薬品を加え、令和 2 年 11 月 25 日から適用すること。
 - ② 別紙 3 に別添 2 に掲げる医薬品を加え、令和 2 年 12 月 1 日から適用すること。
 - ③ 別紙 3 中、次の表に掲げる医薬品を削り、令和 2 年 11 月 25 日から適用する。

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2189001F1200	エラスターゼ	1, 8 0 0 単位 1 錠	エラスチーム錠 1 8 0 0	エーザイ	13.10

[別添 1]

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和2年11月25日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	3999457G1020	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続1〕	20mg 0.4mL 1筒	アダリムマブBS皮下注20mg シリンジ0.4mL「FKB」	協和キリン富士フイルムバイオロジクス	20,540
注射薬	3999457G2026	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続1〕	40mg 0.8mL 1筒	アダリムマブBS皮下注40mg シリンジ0.8mL「FKB」	協和キリン富士フイルムバイオロジクス	39,849
注射薬	3999457G3022	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続1〕	40mg 0.8mL 1キット	アダリムマブBS皮下注40mg ペン0.8mL「FKB」	協和キリン富士フイルムバイオロジクス	39,849

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和2年12月1日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	399942663027	アダリムマブ（遺伝子組換え）	4 0 m g 0 . 4 m L 1 筒	ヒュミラ皮下注4 0 m g シリンジ0 . 4 m L	アッヴィ	62,976
注射薬	399942664023	アダリムマブ（遺伝子組換え）	8 0 m g 0 . 8 m L 1 筒	ヒュミラ皮下注8 0 m g シリンジ0 . 8 m L	アッヴィ	122,397
注射薬	399942665020	アダリムマブ（遺伝子組換え）	4 0 m g 0 . 4 m L 1 キット	ヒュミラ皮下注4 0 m g ペン0 . 4 m L	アッヴィ	62,620
注射薬	399942666026	アダリムマブ（遺伝子組換え）	8 0 m g 0 . 8 m L 1 キット	ヒュミラ皮下注8 0 m g ペン0 . 8 m L	アッヴィ	121,401
注射薬	399942667022	アダリムマブ（遺伝子組換え）	2 0 m g 0 . 2 m L 1 筒	ヒュミラ皮下注2 0 m g シリンジ0 . 2 m L	アッヴィ	31,868

(参考：新旧対照表)

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 30 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 4 号）の記の 4 の(1)

改 正 後	現 行
(1) <u>モビコール配合内用剤 LD</u> 本薬剤の成人への使用に当たっては、他の便秘症治療薬（ルビプロストン製剤、エロビキシバット水和物製剤、リナクロチド製剤及びラクツロース製剤を除く。）で効果不十分な場合に、器質的疾患による便秘を除く慢性便秘症の患者へ使用すること。	(1) <u>モビコール配合内用剤</u> 本薬剤の成人への使用に当たっては、他の便秘症治療薬（ルビプロストン製剤、エロビキシバット水和物製剤、リナクロチド製剤及びラクツロース製剤を除く。）で効果不十分な場合に、器質的疾患による便秘を除く慢性便秘症の患者へ使用すること。

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 31 年 2 月 25 日付け保医発 0225 第 9 号）の記の 2 の（3）

改 正 後	現 行
(3) <u>ピラフトピカプセル 50mg 及び同カプセル 75mg</u> 本薬剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF 遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF 遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。	(3) <u>ピラフトピカプセル 50mg</u> 本薬剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF 遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF 遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。

「抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」(平成 29 年 2 月 14 日付け保医発 0214 第 4 号)
の記の 1

改 正 後	現 行
1 <u>オブジーボ点滴静注 20mg、同 100mg、同 120mg 及び同 240mg</u> (1) ~ (10) (略)	1 <u>オブジーボ点滴静注 20mg、同 100mg 及び同 240mg</u> (1) ~ (10) (略)

「抗 IL-4 受容体 α サブユニット抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」(平成 30 年 4 月 17 日付け保医発 0417 第 5 号)の記の(1)

改正後	現行
(1) <u>デュピクセント皮下注 300 mgシリンジ及び同皮下注 300 mgペン</u>については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製剤の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。	(1) <u>デュピクセント皮下注 300 mgシリンジ</u>については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製剤の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等について」(平成 31 年 4 月 26 日付け保医発 0426 第 3 号)の記の 3 の (1)

改 正 後	現 行
(1) <u>デュピクセント皮下注 300mg シリンジ及び同皮下注 300 mg ペン</u> 本製剤は、デュピルマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 本製剤は、針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。	(1) <u>デュピクセント皮下注 300mg シリンジ</u> 本製剤は、デュピルマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 本製剤は、針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(参考 1)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬	ツートラム錠50mg	トラマドール塩酸塩	50mg 1 錠	61. 20
2	内用薬	ツートラム錠100mg	トラマドール塩酸塩	100mg 1 錠	107. 70
3	内用薬	ツートラム錠150mg	トラマドール塩酸塩	150mg 1 錠	149. 90
4	内用薬	ピラフトピカブセル75mg	エンコラフェニブ	75mg 1 カプセル	4, 769. 80
5	内用薬	モビコール配合内用剤LD	マクロゴール4000・塩化ナトリウム・炭酸水素ナトリウム・塩化カリウム	6. 8523 g 1 包	83. 60
6	注射薬	アダリムマブBS皮下注20mgシリンジ0. 4mL「FKB」	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続1〕	20mg0. 4mL 1 筒	20, 540
7	注射薬	アダリムマブBS皮下注40mgシリンジ0. 8mL「FKB」	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続1〕	40mg0. 8mL 1 筒	39, 849
8	注射薬	アダリムマブBS皮下注40mgペン0. 8mL「FKB」	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続1〕	40mg0. 8mL 1 キット	39, 849
9	注射薬	エネフリード輸液	アミノ酸・糖・電解質・脂肪・ビタミン	550mL 1 キット	1, 059
10	注射薬	エネフリード輸液	アミノ酸・糖・電解質・脂肪・ビタミン	1100mL 1 キット	1, 473
11	注射薬	オブジーボ点滴静注120mg	ニボルマブ（遺伝子組換え）	120mg12mL 1 瓶	209, 570
12	注射薬	キンダリー透析剤AF 5 号	人工透析液	6 L 1 瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	2, 196
13	注射薬	キンダリー透析剤AF 5 号	人工透析液	9 L 1 瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	2, 960
14	注射薬	キンダリー透析剤AF 5 P 号	人工透析液	10 L 1 瓶（炭酸水素ナトリウム付）	1, 488
15	注射薬	キンダリー透析剤5 E	人工透析液	2 袋 1 組	1, 720
16	注射薬	デュピクセント皮下注300mgペン	デュピルマブ（遺伝子組換え）	300mg 2 mL 1 キット	66, 562
17	注射薬	トレアキシ点滴静注液100mg／4 mL	ベンダムスチン塩酸塩水和物	100mg 4 mL 1 瓶	96, 070
18	注射薬	ニューモバックスNPシリンジ	肺炎球菌ワクチン	0. 5mL 1 筒	4, 735
19	注射薬	パーサビブ静注透析用シリンジ2. 5mg	エテルカルセチド塩酸塩	2. 5mg 2 mL 1 筒	895
20	注射薬	パーサビブ静注透析用シリンジ5 mg	エテルカルセチド塩酸塩	5 mg 2 mL 1 筒	1, 287
21	注射薬	パーサビブ静注透析用シリンジ10mg	エテルカルセチド塩酸塩	10mg 2 mL 1 筒	1, 864
22	注射薬	ビリヴィジェン10%静注2. 5 g／25mL	pH4 処理酸性人免疫グロブリン	2. 5 g 25mL 1 瓶	20, 303

(参考2)

掲 示 事 項 等 告 示

別表第2（令和3年3月31日まで）

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬	アストフィリン配合錠	ジプロフィリン・ノスカピン配合剤	1錠
2	内用薬	アズレミン配合細粒	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物・L-グルタミン	1g
3	内用薬	アズレン・グルタミン配合細粒「EMEC」	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物・L-グルタミン	1g
4	内用薬	局 アゼルニジピン錠8mg「FFP」	アゼルニジピン	8mg1錠
5	内用薬	局 アゼルニジピン錠16mg「FFP」	アゼルニジピン	16mg1錠
6	内用薬	アダラートカプセル5mg	ニフェジピン	5mg1カプセル
7	内用薬	アダラートカプセル10mg	ニフェジピン	10mg1カプセル
8	内用薬	アナストロゾール錠1mg「SN」	アナストロゾール	1mg1錠
9	内用薬	アボビスカプセル25	アクラトニウムナバジシル酸塩	25mg1カプセル
10	内用薬	アボビスカプセル50	アクラトニウムナバジシル酸塩	50mg1カプセル
11	内用薬	アモキシシリン250mgカプセル	アモキシシリン水和物	250mg1カプセル
12	内用薬	イソロイシン・ロイシン・バリン4.73g顆粒	イソロイシン・ロイシン・バリン	4.73g1包
13	内用薬	インタール細粒10%	クロモグリク酸ナトリウム	10%1g
14	内用薬	ATP腸溶錠20mg「NP」	アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物	20mg1錠
15	内用薬	局 エチゾラム錠1mg「KN」	エチゾラム	1mg1錠
16	内用薬	局 エバスチン錠5mg「TCK」	エバスチン	5mg1錠
17	内用薬	局 エバスチン錠10mg「TCK」	エバスチン	10mg1錠
18	内用薬	FAD錠「15」タツミ	フラビンアデニンジスクレオチド	15mg1錠
19	内用薬	エラスターゼ1,800単位錠	エラスターゼ	1,800単位1錠
20	内用薬	局※ 1-メントール（山善）	1-メントール	1g
21	内用薬	オキサトミド錠30mg「イワキ」	オキサトミド	30mg1錠
22	内用薬	オキサトミドドライシロップ小児用2%「イワキ」	オキサトミド	2%1g
23	内用薬	オキサトーフ錠30mg	オキサトミド	30mg1錠
24	内用薬	オキサトーフDS小児用2%	オキサトミド	2%1g
25	内用薬	オーラップ細粒1%	ピモジド	1%1g
26	内用薬	オーラップ錠1mg	ピモジド	1mg1錠
27	内用薬	オーラップ錠3mg	ピモジド	3mg1錠
28	内用薬	局 オロパタジン塩酸塩錠2.5mg「TOA」	オロパタジン塩酸塩	2.5mg1錠
29	内用薬	局 オロパタジン塩酸塩錠5mg「TOA」	オロパタジン塩酸塩	5mg1錠
30	内用薬	局※ 加香ヒマシ油（山善）	加香ヒマシ油	10mL
31	内用薬	カチーフN錠10mg	フィトナジオン	10mg1錠
32	内用薬	カリジノゲナーゼ錠25単位「NP」	カリジノゲナーゼ	25単位1錠
33	内用薬	カリジノゲナーゼ錠50単位「NP」	カリジノゲナーゼ	50単位1錠
34	内用薬	カルデミンカプセル0.5μg	カルシトリオール	0.5μg1カプセル

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
35	内用薬	カルデミン錠0.25 μ g	カルシトリオール	0.25 μ g 1錠
36	内用薬	局※ 乾燥酵母（山善）	乾燥酵母	10g
37	内用薬	局 グリメピリド錠0.5mg「FFP」	グリメピリド	0.5mg 1錠
38	内用薬	局 グリメピリド錠1mg「FFP」	グリメピリド	1mg 1錠
39	内用薬	局 グリメピリド錠3mg「FFP」	グリメピリド	3mg 1錠
40	内用薬	局※ ゲンチアナ末（山善）	ゲンチアナ	10g
41	内用薬	局※ 合成ケイ酸アルミニウム（山善）	合成ケイ酸アルミニウム	10g
42	内用薬	局 コートリズム錠50mg	シロスタゾール	50mg 1錠
43	内用薬	局 コートリズム錠100mg	シロスタゾール	100mg 1錠
44	内用薬	コペガス錠200mg	リバビリン	200mg 1錠
45	内用薬	サムスカ錠7.5mg	トルバプタン	7.5mg 1錠
46	内用薬	サムスカ錠15mg	トルバプタン	15mg 1錠
47	内用薬	サムスカ錠30mg	トルバプタン	30mg 1錠
48	内用薬	ジカディアカプセル150mg	セリチニブ	150mg 1カプセル
49	内用薬	局※ 次硝酸ビスマス（山善）	次硝酸ビスマス	1g
50	内用薬	ジソペイン錠75	モフェゾラク	75mg 1錠
51	内用薬	スマトリブタン錠50mg「FFP」	スマトリブタンコハク酸塩	50mg 1錠
52	内用薬	スローケー錠600mg	塩化カリウム	600mg 1錠
53	内用薬	スンベプラカプセル100mg	アスナブレビル	100mg 1カプセル
54	内用薬	局 セチリジン塩酸塩錠5mg「TOA」	セチリジン塩酸塩	5mg 1錠
55	内用薬	局 セチリジン塩酸塩錠10mg「TOA」	セチリジン塩酸塩	10mg 1錠
56	内用薬	ダクルインザ錠60mg	ダクラタスビル塩酸塩	60mg 1錠
57	内用薬	局 炭カル錠500「KN」	沈降炭酸カルシウム	500mg 1錠
58	内用薬	デノパミール錠5	デノパミン	5mg 1錠
59	内用薬	デノパミール錠10	デノパミン	10mg 1錠
60	内用薬	テルバンスDS20%	テオフィリン	20% 1g
61	内用薬	トコフェロールニコチン酸エステルカプセル200mg「YD」	トコフェロールニコチン酸エステル	200mg 1カプセル
62	内用薬	ドネペジル塩酸塩OD錠3mg「DSP」	ドネペジル塩酸塩	3mg 1錠
63	内用薬	ドネペジル塩酸塩OD錠5mg「KO」	ドネペジル塩酸塩	5mg 1錠
64	内用薬	ドネペジル塩酸塩OD錠5mg「DSP」	ドネペジル塩酸塩	5mg 1錠
65	内用薬	局 ドネペジル塩酸塩錠3mg「DSP」	ドネペジル塩酸塩	3mg 1錠
66	内用薬	局 ドネペジル塩酸塩錠5mg「DSP」	ドネペジル塩酸塩	5mg 1錠
67	内用薬	トラネキサム酸細粒50%「TCK」	トラネキサム酸	50% 1g
68	内用薬	トワズレン配合顆粒	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物・L-グルタミン	1g
69	内用薬	ニソルジピン錠5mg「トワ」	ニソルジピン	5mg 1錠
70	内用薬	ニソルジピン錠10mg「トワ」	ニソルジピン	10mg 1錠

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
71	内用薬	ニソルジピン 5mg錠	ニソルジピン	5mg 1錠
72	内用薬	ニソルジピン10mg錠	ニソルジピン	10mg 1錠
73	内用薬	局※ ハッカ油（山善）	ハッカ油	1mL
74	内用薬	局 バルサルタン錠40mg「Z E」	バルサルタン	40mg 1錠
75	内用薬	局 バルサルタン錠80mg「Z E」	バルサルタン	80mg 1錠
76	内用薬	局 バルサルタン錠160mg「Z E」	バルサルタン	160mg 1錠
77	内用薬	局 パルプロ酸Na錠200mg「T C K」	パルプロ酸ナトリウム	200mg 1錠
78	内用薬	局 パロキセチン錠5mg「F F P」	パロキセチン塩酸塩水和物	5mg 1錠
79	内用薬	局 パロキセチン錠10mg「F F P」	パロキセチン塩酸塩水和物	10mg 1錠
80	内用薬	局 パロキセチン錠20mg「F F P」	パロキセチン塩酸塩水和物	20mg 1錠
81	内用薬	ビカルタミド錠80mg「F」	ビカルタミド	80mg 1錠
82	内用薬	ビソルボン細粒2%	ブロムヘキシシン塩酸塩	2% 1g
83	内用薬	5-F U錠50協和	フルオロウラシル	50mg 1錠
84	内用薬	5-F U錠100協和	フルオロウラシル	100mg 1錠
85	内用薬	局 フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「T O A」	フェキソフェナジン塩酸塩	30mg 1錠
86	内用薬	局 フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「T O A」	フェキソフェナジン塩酸塩	60mg 1錠
87	内用薬	フェキソフェナジン塩酸塩D S 6%「タカタ」	フェキソフェナジン塩酸塩	6% 1g
88	内用薬	フェノテロール臭化水素酸塩D S小児用0.5%「オーハラ」	フェノテロール臭化水素酸塩	0.5% 1g
89	内用薬	プラミペキソール塩酸塩錠0.125mg「T C K」	プラミペキソール塩酸塩水和物	0.125mg 1錠
90	内用薬	プラミペキソール塩酸塩錠0.5mg「T C K」	プラミペキソール塩酸塩水和物	0.5mg 1錠
91	内用薬	局 フルボキサミンマレイン酸塩錠25mg「F F P」	フルボキサミンマレイン酸塩	25mg 1錠
92	内用薬	局 フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「F F P」	フルボキサミンマレイン酸塩	50mg 1錠
93	内用薬	局 フルボキサミンマレイン酸塩錠75mg「F F P」	フルボキサミンマレイン酸塩	75mg 1錠
94	内用薬	局 プレトモール錠50	シロスタゾール	50mg 1錠
95	内用薬	局 プレトモール錠100	シロスタゾール	100mg 1錠
96	内用薬	プロトボルト錠20mg	プロトボルフィリン二ナトリウム	20mg 1錠
97	内用薬	ベルサンチン-Lカプセル150mg	ジビリダモール	150mg 1カプセル
98	内用薬	ムコサール-Lカプセル45mg	アンブロキシソール塩酸塩	45mg 1カプセル
99	内用薬	ムコソルバンD S 3%	アンブロキシソール塩酸塩	3% 1g
100	内用薬	メイエストン錠25	アリルエストレノール	25mg 1錠
101	内用薬	メナテトレノンカプセル15mg「T C K」	メナテトレノン	15mg 1カプセル
102	内用薬	メロキシカム錠5mg「ユートク」	メロキシカム	5mg 1錠
103	内用薬	メロキシカム錠10mg「ユートク」	メロキシカム	10mg 1錠
104	内用薬	モビコール配合内用剤	マクロゴール4000・塩化ナトリウム・炭酸水素ナトリウム・塩化カリウム	6.8523g 1包
105	内用薬	ラベプラゾールナトリウム錠10mg「F F P」	ラベプラゾールナトリウム	10mg 1錠
106	内用薬	ラベプラゾールナトリウム錠20mg「F F P」	ラベプラゾールナトリウム	20mg 1錠

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
107	内用薬	局 リセドロン酸Na錠2.5mg「S N」	リセドロン酸ナトリウム水和物	2.5mg 1 錠
108	内用薬	局 リセドロン酸Na錠17.5mg「S N」	リセドロン酸ナトリウム水和物	17.5mg 1 錠
109	内用薬	ルフレン配合顆粒	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物・L－グルタミン	1 g
110	内用薬	レバミピド顆粒20%「T C K」	レバミピド	20% 1 g
111	注射薬	アクチット輸液	酢酸維持液	200mL 1 瓶
112	注射薬	アクチット輸液	酢酸維持液	500mL 1 瓶
113	注射薬	アデフラビン注10mg	フラビンアデニンジヌクレオチド	10mg 1 管
114	注射薬	アドベイト静注用250	ルリオクトコグアルファ（遺伝子組換え）	250国際単位 1 瓶（溶解液付）
115	注射薬	アドベイト静注用500	ルリオクトコグアルファ（遺伝子組換え）	500国際単位 1 瓶（溶解液付）
116	注射薬	アドベイト静注用1000	ルリオクトコグアルファ（遺伝子組換え）	1,000国際単位 1 瓶（溶解液付）
117	注射薬	アドベイト静注用1500	ルリオクトコグアルファ（遺伝子組換え）	1,500国際単位 1 瓶（溶解液付）
118	注射薬	アドベイト静注用2000	ルリオクトコグアルファ（遺伝子組換え）	2,000国際単位 1 瓶（溶解液付）
119	注射薬	アドベイト静注用3000	ルリオクトコグアルファ（遺伝子組換え）	3,000国際単位 1 瓶（溶解液付）
120	注射薬	イオバミドール（150）200mL注射液	イオバミドール	30.62%200mL 1 瓶
121	注射薬	イオヘキソール（140）50mL注射液	イオヘキソール	30.20%50mL 1 瓶
122	注射薬	イオヘキソール（140）220mL注射液	イオヘキソール	30.20%220mL 1 瓶
123	注射薬	イオヘキソール（180）10mL注射液	イオヘキソール	38.82%10mL 1 瓶
124	注射薬	イオヘキソール（240）10mL注射液	イオヘキソール	51.77%10mL 1 瓶
125	注射薬	イオヘキソール（240）20mL注射液	イオヘキソール	51.77%20mL 1 瓶
126	注射薬	イオヘキソール（240）50mL注射液	イオヘキソール	51.77%50mL 1 瓶
127	注射薬	イオヘキソール（240）100mL注射液	イオヘキソール	51.77%100mL 1 瓶
128	注射薬	イオヘキソール（300）150mL注射液	イオヘキソール	64.71%150mL 1 瓶
129	注射薬	イオヘキソール（350）45mLキット	イオヘキソール	75.49%45mL 1 筒
130	注射薬	ヴィーンF 輸液	酢酸リンゲル	500mL 1 瓶
131	注射薬	ヴィーンD 輸液	ブドウ糖加酢酸リンゲル	200mL 1 瓶
132	注射薬	ヴィーンD 輸液	ブドウ糖加酢酸リンゲル	500mL 1 瓶
133	注射薬	ヴィーン3 G 輸液	酢酸維持液（ブドウ糖加）	200mL 1 瓶
134	注射薬	ヴィーン3 G 輸液	酢酸維持液（ブドウ糖加）	500mL 1 瓶
135	注射薬	エスポー注射液750シリンジ	エポエチンアルファ（遺伝子組換え）	750国際単位0.5mL 1 筒
136	注射薬	エスポー注射液1500シリンジ	エポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1,500国際単位 2 mL 1 筒
137	注射薬	エスポー注射液3000シリンジ	エポエチンアルファ（遺伝子組換え）	3,000国際単位 2 mL 1 筒
138	注射薬	エスポー皮下用6000シリンジ	エポエチンアルファ（遺伝子組換え）	6,000国際単位0.5mL 1 筒
139	注射薬	エスポー皮下用9000シリンジ	エポエチンアルファ（遺伝子組換え）	9,000国際単位0.5mL 1 筒
140	注射薬	エスポー皮下用12000シリンジ	エポエチンアルファ（遺伝子組換え）	12,000国際単位0.5mL 1 筒
141	注射薬	オキサリプラチン点滴静注液50mg「F F P」	オキサリプラチン	50mg10mL 1 瓶
142	注射薬	オキサリプラチン点滴静注液200mg「F F P」	オキサリプラチン	200mg40mL 1 瓶

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
143	注射薬	局 オザグレルNa点滴静注80mgバッグ「S N」	オザグレルナトリウム	80mg200mL 1 袋
144	注射薬	グラニセトロン静注液 1 mg「F F P」	グラニセトロン塩酸塩	1 mg 1 mL 1 管
145	注射薬	グラニセトロン静注液 3 mg「F F P」	グラニセトロン塩酸塩	3 mg 3 mL 1 管
146	注射薬	グラニセトロン点滴静注バッグ 3 mg／50mL「F F P」	グラニセトロン塩酸塩	3 mg50mL 1 袋
147	注射薬	グロウジェクト注射用 8 mg	ソマトロピン（遺伝子組換え）	8 mg 1 瓶（溶解液付）
148	注射薬	献血アルブミン20「KMB」	人血清アルブミン	20%20mL 1 瓶
149	注射薬	セフピロム硫酸塩静注用 0.5 g「CMX」	セフピロム硫酸塩	0.5 g 1 瓶
150	注射薬	セフピロム硫酸塩静注用 1 g「CMX」	セフピロム硫酸塩	1 g 1 瓶
151	注射薬	ゾレドロン酸点滴静注 4 mg／5 mL「S N」	ゾレドロン酸水和物	4 mg 5 mL 1 瓶
152	注射薬	沈降破傷風トキソイド「北里第一三共」シリンジ	沈降破傷風トキソイド	0.5mL 1 筒
153	注射薬	ネオペリドール注50	ハロペリドールデカン酸エステル	50mg 1 mL 1 管
154	注射薬	ネオペリドール注100	ハロペリドールデカン酸エステル	100mg 1 mL 1 管
155	注射薬	ハイカリック R F 輸液	高カロリー輸液用基本液	1 L 1 袋
156	注射薬	ハフトロン静注 0.5 g	サリチル酸ナトリウム	5 %10mL 1 管
157	注射薬	局 ハロスポア静注用 0.25 g	セフォチアム塩酸塩	250mg 1 瓶
158	注射薬	局 ハロスポア静注用 0.5 g	セフォチアム塩酸塩	500mg 1 瓶
159	注射薬	局 ハロスポア静注用 1 g	セフォチアム塩酸塩	1 g 1 瓶
160	注射薬	局 ヒアロス関節注25mg	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 %2.5mL 1 筒
161	注射薬	フィルグラスチム（遺伝子組換え）75 μ g0.25mLキット	フィルグラスチム（遺伝子組換え）〔フィルグラスチム後続3〕	75 μ g0.25mL 1 筒
162	注射薬	フィルグラスチム（遺伝子組換え）150 μ g0.5mLキット	フィルグラスチム（遺伝子組換え）〔フィルグラスチム後続3〕	150 μ g0.5mL 1 筒
163	注射薬	フィルグラスチム（遺伝子組換え）300 μ g0.5mLキット	フィルグラスチム（遺伝子組換え）〔フィルグラスチム後続3〕	300 μ g0.5mL 1 筒
164	注射薬	フォトフリン静注用75mg	ボルフィマーナトリウム	75mg 1 瓶
165	注射薬	ペグインターフェロンアルファ-2 b（遺伝子組換え）	ペグインターフェロンアルファ-2 b（遺伝子組換え）	100 μ g 1 瓶（溶解液付）
166	注射薬	ミルリーラK注射液22.5mg	ミルリノン	22.5mg150mL 1 袋
167	外用薬	アズラビン点眼液0.02%	アズレン	0.02% 5 mL 1 瓶
168	外用薬	アルキサ軟膏 2 %	アルクロキサ	2 % 1 g
169	外用薬	インタール点眼液UD 2 %	クロモグリク酸ナトリウム	7 mg0.35mL 1 個
170	外用薬	インタール点眼液 2 %	クロモグリク酸ナトリウム	100mg 5 mL 1 瓶
171	外用薬	インタール点鼻液 2 %	クロモグリク酸ナトリウム	190mg9.5mL 1 瓶
172	外用薬	局 液状フェノール「東豊」	液状フェノール	10mL
173	外用薬	「エビス」カンフル精	カンフル	10mL
174	外用薬	キリガミール点鼻液50 μ g56噴霧用	フルチカゾンプロピオン酸エステル	4.08mg 8 mL 1 瓶
175	外用薬	ケトチフェン点眼液0.05%「T O A」	ケトチフェンフマル酸塩	3.45mg 5 mL 1 瓶
176	外用薬	硝酸イソソルビドテープ40mg「モチダ」	硝酸イソソルビド	40mg 1 枚
177	外用薬	セラスターテープ70	インドメタシン	10cm×14cm 1 枚
178	外用薬	ナシビン点鼻・点眼液0.05%	オキシメタゾリン塩酸塩	0.05% 1 mL

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
179	外用薬	局 複方ヨード・グリセリン「東豊」	複方ヨード・グリセリン	10mL
180	外用薬	ポステリザンF坐薬	大腸菌死菌・ヒドロコルチゾン	1 個
181	外用薬	リノコートカプセル鼻用50 μ g	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	50 μ g 1 カプセル
182	外用薬	局※ 流動パラフィン（山善）	流動パラフィン	10mL
183	外用薬	局 レボフロキサシン点眼液0.5%「キッセイ」	レボフロキサシン水和物	0.5% 1 mL
184	外用薬	ワプロン口腔用貼付剤25 μ g	トリアムシノロンアセトニド	25 μ g 1 枚
185	歯科用	テトラサイクリン塩酸塩パスタ3%「昭和」	テトラサイクリン塩酸塩	30mg 1 g